

平成 2 1 年第 1 回

福島町議会定例会議案
(追加)

福 島 町

平成 2 1 年第 1 回福島町議会定例会議案目次（追加）

番号	件 名	頁
2 2	福島町まちづくり基本条例の制定について	1
2 3	福島町まちづくり推進会議条例の制定について	7
2 4	福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例について	9
2 5	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 5

議案第22号

福島町まちづくり基本条例の制定について

福島町まちづくり基本条例を次のように定める。

平成21年3月12日提出

福島町長 村 田 駿

福島町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 町民の参画及び協働（第4条―第11条）

第3章 議会（第12条・第13条）

第4章 町長等（第14条―第17条）

第5章 町政運営（第18条―第23条）

第6章 情報共有（第24条―第28条）

第7章 連携（第29条・第30条）

第8章 条例の位置付け等（第31条―第33条）

前文

わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。

ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。
- (2) 町 執行機関及び議会をいいます。
- (3) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。

(まちづくりの目標)

第3条 わたしたち町民は、町民憲章を基に、次のとおりまちづくりの目標を定めます。

- (1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくれます。
- (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくれます。
- (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくれます。
- (4) 知性を高め、文化を育て、学びあいまちをつくれます。
- (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくれます。

第2章 町民の参画及び協働

(町民の役割と基本姿勢)

第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

- 2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つように努めます。
- 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。

(町民の権利)

第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

- 2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

(満20歳未満の町民の権利)

第6条 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。

(参画及び協働)

第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

- 2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

(参画機会の保障)

第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程におい

て、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。

(委員の公募)

第9条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるように努めます。

(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)

第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。

第3章 議会

(議会の役割と責務)

第12条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。

2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

3 議会は、豊かなまちづくりの実現をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、福島町議会基本条例（平成 年福島町条例 号）に定めるところによります。

(議員の責務)

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

第4章 町長等

(町長の責務)

第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

(就任時の宣誓)

第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実をめざし、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。

2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。

(町職員の責務)

第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。

3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。

第5章 町政運営

(総合計画)

第18条 町長は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。

3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。

(財政運営)

第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。

(行政改革・行政評価)

第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

(組織・機構)

第21条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。

(災害などへの対処)

第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。

2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。

(住民投票)

第23条 町長は、まちづくりに関する重要課題（以下「重要課題」という。）に

ついて、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 町民は、重要課題について、選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町長に住民投票を請求することができます。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 4 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。

第6章 情報共有

(情報共有の原則)

第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。

(情報提供)

第25条 町は、福島町情報公開条例（平成12年福島町条例第1号）で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

- 2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。

(説明責任)

第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明します。

(応答責任)

第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望、苦情に対し迅速かつ誠実に応答します。

(個人情報の保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、福島町個人情報保護条例（平成12年福島町条例第2号）で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護します。

第7章 連携

(様々な人たちとの交流)

第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

(広域的な連携)

第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。

第8章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。

- 2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に

尊重します。

（まちづくり推進会議の設置）

第32条 町長の附属機関として、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。

（条例の検討及び見直し）

第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

議案第 23 号

福島町まちづくり推進会議条例の制定について

福島町まちづくり推進会議条例を次のように定める。

平成 21 年 3 月 12 日提出

福島町長 村 田 駿

福島町まちづくり推進会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第 33 条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 16 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 総合開発審議会の委員 4 人
- (2) 知識経験者その他の町民 8 人
- (2) 公募による町民 4 人

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議は、公開する。

(専門部会)

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務教育部会
- (2) 経済福祉部会
- 2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(関係者の出席等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(諮問事項等の公表)

第9条 推進会議は、諮問に対する答申又は協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

別表

部会名	所 掌 事 項
総務教育部会	教育・文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項

議案第 2 4 号

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員
を加える関係条例の整理に関する条例について

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例
の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 1 2 日提出

福島町長 村 田 駿

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員
を加える関係条例の整理に関する条例

(第 1 条 福島町表彰条例 (昭和 57 年福島町条例第 2 号) の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町表彰条例 (審議委員会) 第 1 1 条 (略) 2 <u>委員は知識経験のある者など 10 名をもつて組織し、町長が委嘱する。</u> 3 (略)	福島町表彰条例 (審議委員会) 第 11 条 (略) 2 <u>委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>(1) 知識経験者 8 人</u> <u>(2) 公募による町民 2 人</u> 3 (略)

(第 2 条 福島町特別職報酬等審議会条例 (昭和 55 年福島町条例第 11 号) の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町特別職報酬等審議会条例 (委員) 第 3 条 審議会は、委員 7 人をもつて組織し、その委員は福島町の区域内の<u>公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が任命する。</u> 2 (略)	福島町特別職報酬等審議会条例 (委員) 第 3 条 審議会は、委員 7 人をもつて組織し、その委員は福島町の区域内の<u>公共的団体の代表者 5 人と公募による町民 2 人とし、必要のつど町長が任命する。</u> 2 (略)

(第3条 福島町青少年問題協議会条例(昭和39年福島町条例第12号)の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町青少年問題協議会条例 (委員) 第2条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>学識経験者 8人</u>	福島町青少年問題協議会条例 (委員) 第2条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>学識経験者 6人</u> <u>(4) 公募による町民 2人</u>

(第4条 福島町情報審査会条例(平成12年福島町条例第3号)の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町情報審査会条例 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、<u>学識経験を有する者などのうちから</u>、町長が委嘱する。 3 (略) 4 (略)	福島町情報審査会条例 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、<u>学識経験を有する者2人と公募による町民1人とし</u>、町長が委嘱する。 3 (略) 4 (略)

(第5条 福島町総合開発審議会条例(昭和43年福島町条例第5号)の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町総合開発審議会条例 (組織) 第3条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>学識経験を有する者その他住民 6人</u> 2 (略)	福島町総合開発審議会条例 (組織) 第3条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>学識経験を有する者 3人</u> <u>(5) 公募による町民 3人</u> 2 (略)

(第 6 条 福島町地域農政総合対策推進協議会条例（昭和 52 年福島町条例第 24 号）の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町地域農政総合対策推進協議会条例 (組織) 第 3 条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。 (1) <u>農業委員会委員</u> (2) <u>農業協同組合理事</u> (3) <u>学識経験者</u> 3 (略)	福島町地域農政総合対策推進協議会条例 (組織) 第 3 条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。 (1) <u>農業委員会委員 4 人</u> (2) <u>農業協同組合理事 2 人</u> (3) <u>学識経験者 2 人</u> (4) <u>公募による町民 2 人</u> 3 (略)

(第 7 条 福島町林業振興協議会条例（昭和 61 年福島町条例第 10 号）の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町林業振興協議会条例 (組織) 第 3 条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。 (1) <u>林業者</u> (2) <u>集落組織の代表者</u> (3) <u>森林組合、農業協同組合その他農林業関係団体の代表者</u> (4) <u>農林業関係の青年婦人組織の代表者</u> (5) <u>学識経験を有する者</u>	福島町林業振興協議会条例 (組織) 第 3 条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。 (1) <u>林業者 2 人</u> (2) <u>集落組織の代表者 2 人</u> (3) <u>森林組合、農業協同組合その他農林業関係団体の代表者 3 人</u> (4) <u>農林業関係の青年婦人組織の代表者 1 人</u> (5) <u>学識経験を有する者 1 人</u> (6) <u>公募による町民 1 人</u>

(第8条 福島町都市計画審議会条例(昭和45年福島町条例第4号)の一部改正)

改正前	改正後
福島町都市計画審議会条例 (組織) 第2条 (略) (1) 学識経験のある者 <u>6人</u> (2) 議会の議員 4人	福島町都市計画審議会条例 (組織) 第2条 (略) (1) 学識経験のある者 <u>4人</u> (2) 議会の議員 4人 <u>(3) 公募による町民 2人</u>

(第9条 福島町介護保険条例(平成12年福島町条例第6号)の一部改正)

改正前	改正後
福島町介護保険条例 (介護保険運営協議会) 第2条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 被保険者を代表する委員 <u>5人</u> 4 (略)	福島町介護保険条例 (介護保険運営協議会) 第2条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u> <u>(3) 被保険者から公募する委員 2人</u> 4 (略)

(第10条 福島町国民健康保険条例(昭和35年福島町条例第11号)の一部改正)

改正前	改正後
福島町国民健康保険条例 (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 (略) (1) <u>被保険者を代表する委員 3人</u> (2) <u>保険医を代表する委員 3人</u> (3) <u>公益を代表する委員 3人</u>	福島町国民健康保険条例 (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 (略) (1) <u>保険医を代表する委員 3人</u> (2) <u>公益を代表する委員 3人</u> (3) <u>被保険者から公募する委員 3人</u>

(第 1 1 条 福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例 (昭和 30 年福島町条例第 12 号) の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例 第 1 条 福島町社会教育委員 (以下「委員」という。)の定数は <u>15 人とする。</u>	福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例 第 1 条 福島町社会教育委員 (以下「委員」という。)の定数は <u>15 人とし、うち 2 人を公募とする。</u>

(第 1 2 条 福島町文化財保護条例 (昭和 30 年福島町条例第 43 号) の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町文化財保護条例 (委員の定数及び任期等) 第 1 1 条 委員の定数は 7 名 とし、教育委員会が任命する。 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略)	福島町文化財保護条例 (委員の定数及び任期等) 第 1 1 条 委員の定数は 7 人 とし、教育委員会が任命する。 <u>2 前項の委員構成は、学識経験を有する者 5 人及び公募による者 2 人とする。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)

(第 1 3 条 福島町立学校給食共同調理場設置条例 (昭和 41 年福島町条例第 4 号) の一部改正)

改 正 前	改 正 後
福島町立学校給食共同調理場設置条例 (運営委員会) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) 対象学校の学校長 4 人 (2) <u>P T A が推せんする代表 5 人</u>	福島町立学校給食共同調理場設置条例 (運営委員会) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) 対象学校の学校長 4 人 (2) <u>児童生徒の保護者から公募する委員 5 人</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の福島町情報審査会条例、第5条の規定による改正後の福島町総合開発審議会条例、第6条の規定による改正後の福島町地域農政総合対策推進協議会条例、第7条の規定による改正後の福島町林業振興協議会条例、第8条の規定による改正後の福島町都市計画審議会条例、第9条の規定による改正後の福島町介護保険条例、第10条の規定による改正後の福島町国民健康保険条例、第13条の規定による改正後の福島町立学校給食共同調理場設置条例の規定は、この条例の施行の際現に委員である者の任期については、なお従前の例による。

議案第 2 5 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 1 2 日提出

福島町長 村 田 駿

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年福島町条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

改 正 前						改 正 後					
別表第 1						別表第 1					
年間支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年間支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
(略)	(略)	(略)	(略)	国民保護協議会委員	3,000	(略)	(略)	(略)	(略)	国民保護協議会委員	3,000
										まちづくり推進会議委員	3,000

附 則
この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。